○ 富良野市看護職員養成修学資金貸付金制度の概要

１．貸付制度の目的

この貸付制度は、富良野市における看護職員の充足をはかるため、将来、富良野市内において看護業務に従事しようとする方に対し、その修学に必要な資金を貸付し、もって優秀な看護職員を育成することを目的としております。

２．対象者

・富良野看護専門学校に在学する方
・修学資金の貸付を受けようとする方で本市の住民基本台帳に登録されている方
・修学資金の貸付を受けようとする方の生計を維持する者が本市の住民基本台帳に登録されている方

３．修学資金の種類及び貸付金額

・保健師修学資金（1 年）月額 3 万円　無利子
・助産師修学資金（1 年）月額 3 万円　無利子
・看護師修学資金（3 年）月額 3 万円　無利子

４．修学資金の償還が免除される医療機関等

免許取得後、次のそれぞれの医療機関等のいずれかに看護職員として定められた期間従事することにより貸付金の償還が免除されます。

免許区分	富良野市内の医療機関等
保健師	1. 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項及び第2項の規定に基づき許可を受けた病院又は同法第1条の5第3項に規定する診療所
助産師	2. 老人保健法(昭和38年法律第133号)第15条第4項の規定に基づき許可を受けた養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
看護師	3. 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)78条第1項に規定する指定訪問看護事業者

※行政職の保健師として従事した場合は、償還免除とはなりません。(例：富良野市役所、北海道職員など)

５．貸付の申請

修学資金の貸付を受けようとする者は,連帯保証人２人を定め、看護職員養成修学資金貸付申請書に添付書類等を添付して毎年申請することになります。

６．貸付の決定の取り消し等

(1) 看護職員養成施設を退学したとき。
(2) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
(3) 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
(4) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
(5) 貸付決定者が休学・又は退学の処分を受けたときは、休学し・又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を停止する。これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は当該貸付決定者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付されたものとみなす。
(6) 貸付決定者が正当な理由がなくて学業成績表及び健康診断書を提出しない場合は、修学資金の貸付を保留することができる。

７．償　還

(1) 貸付の決定を取り消されたとき。(全額償還)
(2) 卒業後、1 年以内に免許を取得できなかったとき。(全額償還)
(3) 免許取得後、富良野市内の医療機関等に看護業務に従事しないとき。(全額償還)
(4) 免許取得後、富良野市内の医療機関等に看護業務に従事し、在職期間が引き続き貸し付けを受けた期間に達しないうちに看護業務従事しなくなったとき。(一部償還)
(5) その他、正当な理由がない(故意等)のに貸付の条件に違反したとき。(全額償還)

９．償還の猶予

(1) 貸付の決定を取り消された後も引き続き養成施設に在学しているとき。
(2) 養成施設を卒業後、他の養成施設に在学しているとき。
(3) 養成施設卒業後 1 年以内に免許を取得し、免許取得後富良野市内の医療機関等において看護業務に従事しているとき。
(4) 借受者が災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の償還が困難と認められる場合は、必要と認める期間。
(5) 借受者が疾病その他やむを得ない理由により看護業務(免許取得後最初に従事した看護業務に限る。)を中断する場合は、当該中断の生じた日から 1 年以内に再び看護業務に従事することが確実であると認められるときは、当該看護業務を中断する期間。

10. 学業成績等の提出

貸付決定者は、毎年学業成績表を提出することとなります。

11. 問合せ先及び申請について

貸付希望される方は富良野看護専門学校事務課へお問い合わせください。
℡0167-22-5510